

札幌市

○犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（H21.4 施行）

（目的）

第 1 条 この条例は、～（略）～ 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

（基本計画の策定）

第 7 条 市長は、犯罪のない安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するものとする。

（犯罪被害者等への支援）

第 12 条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

○第 2 次犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（抜粋）

第 4 章 基本方針及び基本施策

2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

(6) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等は、心身や財産への直接的な被害に加え、精神的な後遺症や社会からの孤立、プライバシーの侵害、経済的困窮など多岐にわたる問題を抱えています。こうしたことから、犯罪の被害に遭った人々に対し、その権利利益の保護及び回復を図られるよう支援します。

【主な取組】

① 犯罪被害者等に関する情報提供・広報啓発の実施

市民が犯罪被害者等の実情への理解を深めることができるよう、ホームページでの情報提供、セミナーやパネル展の開催などの広報啓発を行います。

② 総合的対応窓口等における対応

犯罪被害者等が求める情報を得やすくするため、引き続き犯罪被害者等の支援にあたる総合的対応窓口において対応を行います。また、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すため、状況に応じた行政サービスの提供を行います。

③ 住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧等の制限

配偶者などからの暴力被害者等を保護するため、住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧などの制限を行います。

他都市の主な支援策（札幌市で未実施のもの）

【横浜市】

- 見舞金の支給
- 家事・保育・介護支援
- 転居支援

【名古屋市】

- 見舞金等の支給
- 家事・保育・介護支援
- 配食サービス
- 精神医療支援

【神戸市】

- 見舞金の支給
- 家事・保育支援
- 転居等支援
- 教育・就労支援

国

○犯罪被害者等基本法（H17.4 施行）

相談・情報の提供

損害賠償請求の援助等

給付金支給制度の充実

医療・福祉サービスの提供

安全の確保

居住の安定

雇用の安定

刑事手続への参加機会拡充

国民の理解の増進

等

○犯罪被害者等基本計画（第 3 次）

計画期間：H28～R2

重点課題 1 損害回復・経済的支援

- ◆損害賠償請求についての援助等（7）
- ◆給付金支給制度の充実等（8）
- ◆居住の安定（3）
- ◆雇用の安定（3）

重点課題 2 精神的・身体的被害の回復・防止

- ◆医療・福祉サービスの提供（25）
- ◆安全の確保（13）
- ◆保護、捜査、公判等の過程における配慮（6）

重点課題 3 刑事手続への関与の拡充

- ◆刑事手続への参加機会拡充のための制度整備（27）

重点課題 4 支援等のための体制整備（充実）

- ◆相談及び情報の提供等（47）
- ◆調査研究の推進等（13）
- ◆民間の団体に対する援助（7）

重点課題 5 国民（道民）の理解増進、配慮・協力の確保

- ◆国民の理解の増進（22）

北海道

○北海道犯罪被害者等支援条例（H30.4 施行）

相談・情報の提供

医療・福祉サービスの提供

安全の確保

一時利用住居の提供

事業者の理解増進（雇用）

道民の理解の増進

施策のための財政上の措置

等

○北海道犯罪被害者等支援基本計画（第 3 次）

計画期間：H28～R2（H30.12 改正）

- ◆損害賠償請求についての援助等（6）
- ◆給付金支給制度の充実等（3）
- ◆居住の安定（3）
- ◆雇用の安定（2）

- ◆医療・福祉サービスの提供（16）
- ◆安全の確保（10）
- ◆保護、捜査、公判等の過程における配慮（3）

- ◆刑事手続への参加機会拡充のための制度整備（9）

- ◆相談及び情報の提供等（33）
- ◆調査研究の推進等（7）
- ◆民間の団体に対する援助（6）

- ◆道民の理解の増進（18）

【重点課題にぶら下がる◆各施策の（ ）内の数字は、各施策にぶら下がる取組数】